

# 北九州市環境影響評価技術指針

北 九 州 市

# 目 次

第1章 趣 旨 .....	1
第2章 環境影響評価及び事後調査に関する共通事項 .....	1
1 用語 .....	1
2 環境影響評価等の実施手順 .....	1
3 環境影響を受ける範囲と認められる地域 .....	3
4 事業特性及び地域特性の把握 .....	3
第3章 計画段階配慮に関する事項 .....	5
1 計画段階配慮に関する基本的事項 .....	5
2 調査、予測及び評価の手法に係る基本的事項 .....	6
第4章 方法書以降の環境影響評価に関する事項 .....	7
1 項目の選定 .....	7
2 調査、予測及び評価の手法に係る基本的事項 .....	7
3 調査に係る事項 .....	8
4 予測に係る事項 .....	9
5 評価に係る事項 .....	9
6 環境保全措置の検討 .....	10
7 環境保全措置の検討結果の検証 .....	10
8 環境保全措置の検討結果の整理 .....	10
第5章 事後調査に関する事項 .....	11
1 事後調査の項目及び手法の選定 .....	11
2 事後調査について明らかにすべき事項 .....	11
第6章 環境影響評価書等の作成に関する事項 .....	12
1 計画段階環境配慮書 .....	12
2 環境影響評価方法書 .....	12
3 環境影響評価準備書 .....	14
4 環境影響評価書 .....	15
5 事後調査計画書 .....	15
6 事後調査報告書 .....	16
付 則 .....	16
別表第1 環境影響要因・環境要素関連表 .....	17

## 第1章 趣 旨

北九州市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、北九州市環境影響評価条例（平成10年3月27日、北九州市条例第11号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、開発事業に係る環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）が客観的、科学的かつ適正に実施され、事業の実施において環境の保全に適切な配慮がなされるよう、必要な技術的事項を定めるものである。

## 第2章 環境影響評価及び事後調査に関する共通事項

### 1 用語

この技術指針で使用する用語については、次のとおりとする。

条例第6条の2第2項で規定する「計画段階環境配慮書」は、「配慮書」とする。

条例第7条で規定する「環境影響評価方法書」は、「方法書」とする。

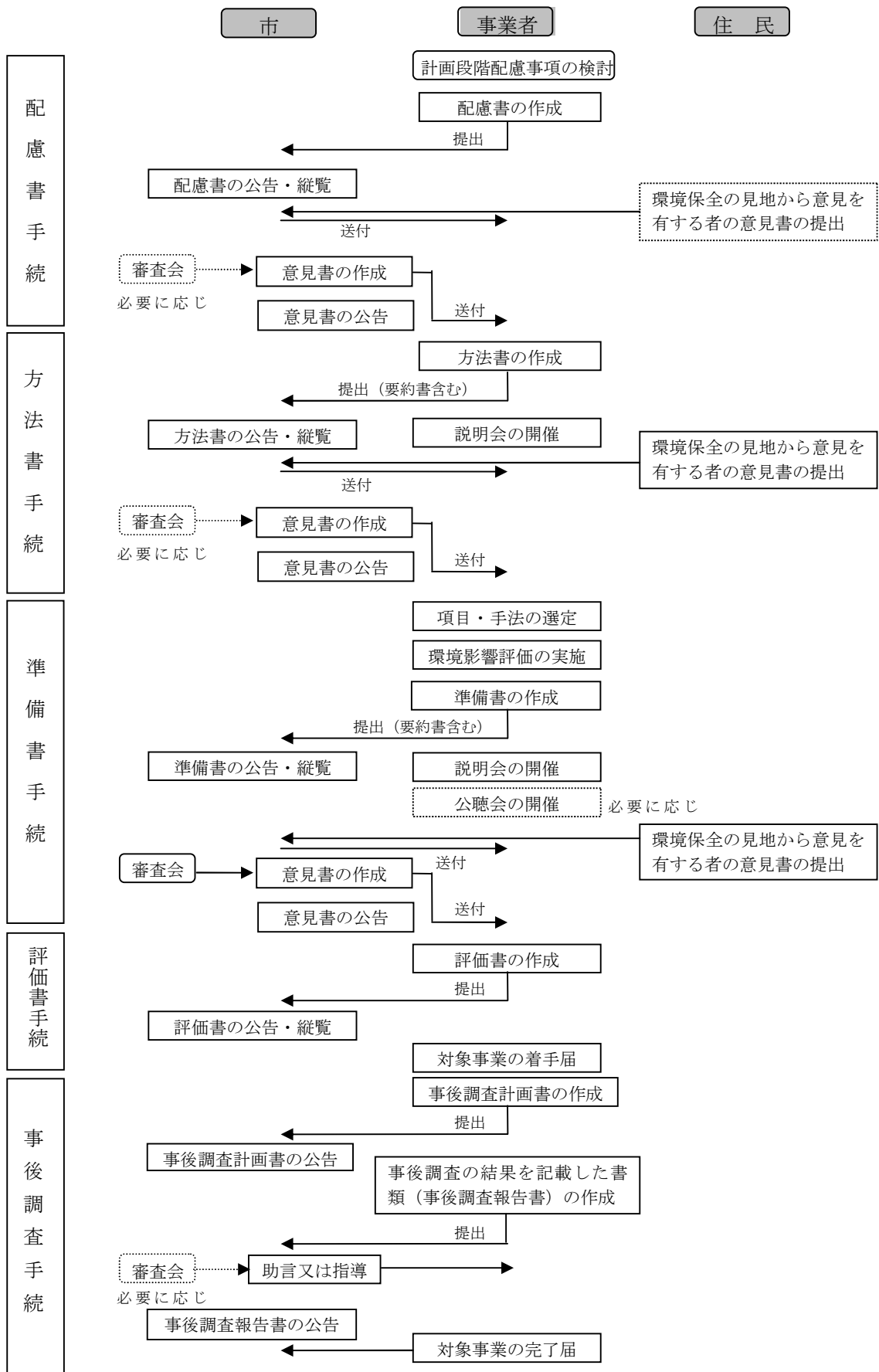
条例第12条で規定する「環境影響評価準備書」は、「準備書」とする。

条例第17条で規定する「環境影響評価書」は、「評価書」とする。

また、これ以外の用語でこの技術指針に定めのないものは、条例及び同条例施行規則で使用する用語の例による。

### 2 環境影響評価等の実施手順

環境影響評価等は、図-1に示す手順に従って実施するものとし、事業者は、評価書の公告が終了した後、評価書に基づき環境保全について適正な配慮を行った上で、対象事業を実施するものとする。



図－１ 環境影響評価等の実施手順

### 3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

環境影響を受ける範囲と認められる地域は、事業が実施されるべき区域の位置（以下「事業実施区域」という。計画段階配慮を検討する場合は、「事業実施想定区域」という。以下同じ。）及び既に入手している情報によって一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域とする。

なお、対象事業の実施が近隣の市町村の区域の環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、市長は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施について、あらかじめ、当該市町村の長と協議するものとする。ただし、福岡県環境影響評価条例が適用される場合は除く。

### 4 事業特性及び地域特性の把握

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに事業実施区域（事業実施想定区域）及びその周囲の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）に関する情報を把握する。

#### （1）事業特性

事業特性は、次に掲げる事項について把握する。

- ア 事業の目的
- イ 事業の種類
- ウ 事業実施区域（事業実施想定区域）
- エ 事業の規模<sup>注)</sup>
- オ 事業の工事計画の概要<sup>注)</sup>
- カ その他、対象事業に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの

注) 計画段階配慮を検討する段階においては、想定される内容を把握する。

#### （2）地域特性

地域特性は、表－1 に掲げる事項を把握する。

表－１ 地域特性に関する情報

区 分	把 握 項 目
自然的状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</li> <li>2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</li> <li>3 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）</li> <li>4 地形及び地質の状況</li> <li>5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</li> <li>6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況</li> </ol>
社会的状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人口及び産業の状況</li> <li>2 土地利用の状況</li> <li>3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</li> <li>4 交通の状況</li> <li>5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</li> <li>6 下水道の整備の状況</li> <li>7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</li> <li>8 その他の事項</li> </ol>

注) 入手可能な最新の文献その他の資料により把握し、当該資料の出典を明らかにできるよう整理する。又、必要に応じて北九州市及び関係する地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、若しくは現地の状況を確認する。

### 第3章 計画段階配慮に関する事項

#### 1 計画段階配慮に関する基本的事項

##### (1) 計画段階配慮を検討すべき時期

事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、事業実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討を行う。

##### (2) 複数案の設定

計画段階配慮事項の検討に当たっては、対象事業に係る位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。

##### (3) 計画段階配慮事項の選定

複数案を設定した場合、事業特性及び地域特性を踏まえ、重大な影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目を表－2から選定し、計画段階配慮事項とする。

また、その選定に当たっては、複数案による比較評価が適切に行えるものとなるよう配慮するとともに、項目数が過多とならないよう精選する。

なお、配慮書には、計画段階配慮事項の選定理由についても記載する。

表－2 環境要素の区分

1	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 ①大気環境：大気質、騒音、振動、悪臭 ②水環境：水質（地下水の水質を除く。）、水底の底質、地下水 ③土壌環境：地形・地質、地盤、土壌
2	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 ①植 物、②動 物、③生態系
3	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 ①景 観、②人と自然との触れ合いの活動の場
4	環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素 ①廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。） ②温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。）
5	その他の環境要素 ①日照、②風害、③低周波音、④その他

#### (4) 工事の影響の取扱い

計画段階配慮の目的は、事業の実施による重大な環境影響の回避・低減を図ることであることから、影響を想定する時期は、原則として、対象となる事業計画に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び供用時とする。工事中において、周辺環境に対して重大な環境影響が想定される場合は、影響に応じて適切な計画段階配慮事項を選定する。

## 2 調査、予測及び評価の手法に係る基本的事項

調査、予測及び評価の手法は、事業に伴う環境影響及びその回避又は低減の程度を適切に把握できるように選定する。また、選定の理由を明らかにする。

調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、必要に応じ、専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。

#### (1) 調査に係る事項

事業特性及び地域特性に関する情報を、原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理及び解析する。

既存の資料等により必要な情報が得られないときは、現地調査・踏査その他の方法により情報を収集する。

また、必要に応じて、専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的な検討を行う。

#### (2) 予測に係る事項

詳細な環境影響評価は、方法書以降の手續において実施することから、配慮書手續では原則として比較的簡易な手法により予測を行う。しかし、単一案の場合その他事業計画の熟度が高い場合等には、現地調査の実施も含め、方法書以降の手續で実施するような詳細な手法を用いることも検討する。

予測は、科学的知見の蓄積や既存資料の充実の程度に応じ、また、計画熟度に応じ、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合に限り定行的に行う。

#### (3) 評価に係る事項

評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとに選定した環境要素に係る項目について、影響の程度を整理し、これらを比較するとともに、各案の環境影響に関する特徴を総括的に整理することを基本とする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、複数案の比較整理ができないため、予測結果と国や地方公共団体の環境保全上の基準や目標との比較整理や、現況との比較整理の方法等により評価する。

なお、配慮書手續では複数案の環境面についての比較整理による評価が求められるが、事業者における事業計画の絞り込み、決定に当たっては、通常、社会面・経済面を加えた総合的な判断が行われる。この判断のための検討の経緯については、配慮書以降の手續（方法書等）において明らかにするよう努める。



## 第4章 方法書以降の環境影響評価に関する事項

### 1 項目の選定

#### (1) 項目の選定の基本的な考え方

方法書以降の環境影響評価の項目の選定に当たっては、別表第1に掲げる環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）について同表においてその影響を受けるおそれがある環境要素に係る項目を選定する。

#### (2) 影響要因の検討

対象事業に伴う影響要因の検討に当たっては、当該影響要因が環境要素に及ぼす影響の程度について客観的かつ科学的に把握できるよう配慮する。この場合、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を適切に区分して行う。

ア 対象事業に係る工事の実施

イ 対象事業に係る土地又は工作物の存在及び供用

#### (3) 環境要素の検討

環境要素の検討に当たっては、影響要因に応じ、表-2に掲げる環境要素のうちから、法令等による規制、目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の程度について客観的かつ科学的に把握できるよう適切に考慮する。

#### (4) 環境影響評価の項目の再検討

環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じて選定項目の見直しを行う。

#### (5) 環境影響評価の項目の選定の理由

環境影響評価の項目を選定したときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した理由及び選定しなかった理由を明らかにできるように整理する。

### 2 調査、予測及び評価の手法に係る基本的事項

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、環境影響の程度を適切に把握するため、表-2に掲げる環境要素に係る項目ごとに、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえて選定する。この選定に当たっては、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受ける。

#### (1) 調査、予測及び評価の手法の再検討

環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じて手法の再検討を行う。

#### (2) 調査、予測及び評価の手法の選定理由の整理

手法を選定したときは、当該手法の概要及び選定の理由を明らかにできるように整理する。

### 3 調査に係る事項

#### (1) 調査に関する一般的事項

調査の手法は、次に掲げる事項について、対象とする環境要素に応じ、予測及び評価に必要とされる水準が確保できるよう選定する。

ア 調査の基本的な方法<sup>注)</sup>

イ 調査地域

ウ 調査地点

エ 調査期間及び時期

注) 既存文献資料の活用や現地調査の実施等

#### (2) 調査すべき情報

調査すべき情報の選定は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行う。

#### (3) 法令等により定められた手法

調査の手法のうち、情報の収集、整理又は解析について、法令等により定められた手法があるものについては、その手法を踏まえて適切な手法を選定する。

#### (4) 季節変動への配慮

調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要があるものについては、これを適切に把握できる期間を選定する。

#### (5) 調査に伴う環境への影響の回避・低減

調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意する。

#### (6) 調査情報の情報源の明確化

調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定根拠、調査日時その他当該情報の出自及びその妥当性を明らかにする。ただし、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、公開にあたり、必要に応じて種及び場所を特定できない形に整理する等一定の配慮を行う。

#### (7) 長期観測データとの比較

長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較する。

## 4 予測に係る事項

### (1) 予測に関する一般的事項

予測の手法は、次に掲げる事項について、対象とする環境要素に応じ、評価に必要とされる水準が確保できるよう選定する。

ア 予測の基本的な方法<sup>注)</sup>

イ 予測地域

ウ 予測地点

エ 予測対象時期

注) 環境状況の変化や環境負荷量の理論計算（シミュレーションなど）、模型実験、類似事例の引用・解析などの方法

### (2) 予測により得られる情報

予測により得られる情報については、基本的に定量的な情報とする。定量的な情報の把握が困難な場合にあっては、専門家の意見等を踏まえ、その理由を明確にした上で、定性的な情報に替える。

### (3) 中間的な時期での予測

供用開始から定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じて中間的な時期での予測を加えて行う。

### (4) 予測手法の明確化

予測手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数、その他の予測に関する事項について、その内容及び妥当性を明らかにする。

### (5) 予測の不確実性

対象事業において新しい予測手法を用いる場合や環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにする。

## 5 評価に係る事項

### (1) 評価に関する一般的事項

評価は、調査及び予測結果に基づき、事業特性、地域特性及び環境保全措置を踏まえて、環境影響評価の項目別に対象事業が環境に及ぼす影響を勘案し、環境保全目標の達成度合について明らかにする。

### (2) 環境保全目標

環境保全目標は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を評価するための基準であり、以下に示す観点から環境要素ごとに評価を行う。

ア 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置に係る検討を行った場合におい

てはその結果を踏まえ、対象事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされていること。

イ 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られていること。

### (3) 留意事項

事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにすること。

## 6 環境保全措置の検討

環境影響がないと判断される場合又は環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討する。

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させることを優先し、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じて損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討する。

## 7 環境保全措置の検討結果の検証

環境保全措置の検討を行ったときは、複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、環境保全措置の検討結果を検証する。なお、この場合、検討結果の検証に当たっての具体的な方法、経過等を明らかにする。

## 8 環境保全措置の検討結果の整理

環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理する。

- (1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (2) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (3) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- (4) 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (5) 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

## 第5章 事後調査に関する事項

### 1 事後調査の項目及び手法の選定

事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- (2) 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
- (3) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

### 2 事後調査について明らかにすべき事項

事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするよう努める。

- (1) 事後調査の項目及び手法
- (2) 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針
- (3) 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容
- (4) 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

## 第6章 環境影響評価書等の作成に関する事項

### 1 計画段階環境配慮書（配慮書）

事業者は、対象事業の計画策定に際して、条例第6条の2の規定に基づき表-3に掲げる事項を記載した配慮書及び配慮書を要約した書類を作成し、市長に提出する。

表-3 配慮書の記載事項

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</li><li>2 対象事業の名称、目的及び内容</li><li>3 事業実施想定区域及びその周囲の概況</li><li>4 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの</li></ol> |
|--|

#### 【記載上の注意】

(1) 条例第6条の2第2項第2号に規定する対象事業の内容及び第3号に規定する事項は、以下のとおりとする。

ア 対象事業の種類

イ 事業実施想定区域の位置、位置等に関する複数案

ウ 事業実施想定区域の周囲の概況

(2) 条例第6条の2第2項第4号に規定する計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果の記載については、検討した複数案を比較表形式にまとめるなど、より分かり易い資料を作成する。

位置等に関する複数案を設定しない場合には、設定を行わなかった理由を記述する。

### 2 環境影響評価方法書（方法書）

環境影響評価を行う方法について、条例第7条の規定に基づき表-4に掲げる事項を記載した方法書及び方法書を要約した書類を作成し、市長に提出する。

なお、方法書の作成時期において、事業内容の詳細が定まっていなかった場合や、調査地域の設定が困難であるなどの理由により、調査、予測及び評価の手法が決定されていない場合には、可能な範囲で記載する。

表－４ 方法書の記載事項

1	事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	対象事業の名称、目的及び内容
3	事業実施区域及びその周囲の概況
4	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの（内容については、表－３の４に同じ）
5	配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要（ただし、市長が意見を求めた場合に限る。）
6	５の意見についての事業者の見解（ただし、市長が意見を求めた場合に限る。）
7	配慮書についての市長の意見
8	７の意見についての事業者の見解
9	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

**【記載上の注意】**

- (1) 条例第 7 条第 2 号に規定する対象事業の内容は、以下に示す事項とする。
  - ア 対象事業の種類
  - イ 事業実施区域の位置
  - ウ 対象事業の規模
  - エ その他対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- (2) 条例第 7 条第 3 号に規定する事項を記載するに当たっては、適切な縮尺の平面図上に表すなどできるだけ分かり易く示す。
- (3) 条例第 7 条第 9 号に規定する事項を記載するに当たっては、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにする。
- (4) 第 3 章の 2 の (3) に示したように、事業者は、配慮書手続を経て事業計画の絞り込み、決定が行われた過程を明らかにするよう努める。特に、この判断のための検討の経緯のうち、少なくとも環境面については、明らかにする。

### 3 環境影響評価準備書（準備書）

対象事業に係る環境影響評価を行った結果について、表－5に掲げる事項を記載した準備書及び準備書を要約した書類を作成し、市長に提出する。

表－5 準備書の記載事項

1	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2	対象事業の名称、目的及び内容（内容については、表－4対象事業の内容に同じ）
3	事業実施区域及びその周囲の概況
4	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの（内容については、表－3の4に同じ）
5	配慮書について、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要（ただし、市長が意見を求めた場合に限る。）
6	5の意見についての事業者の見解（ただし、市長が意見を求めた場合に限る。）
7	配慮書についての市長の意見
8	7の意見についての事業者の見解
9	方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
10	方法書についての市長の意見
11	9及び10の意見についての事業者の見解
12	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
13	調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）
14	環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）
15	14に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
16	対象事業に係る環境影響の総合的な評価
17	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
18	1から17に掲げるもののほか、環境影響評価に関して必要な事項



#### 4 環境影響評価書（評価書）

事業者は、条例第16条第1項の意見を勘案するとともに、準備書説明会における意見及び条例第15条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価を行った結果について、表-6に掲げる事項を記載した評価書を作成し、市長に提出する。

表-6 評価書の記載事項

1 準備書の記載事項
2 準備書説明会における意見の概要
3 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要
4 準備書について市長の意見
5 3及び4の意見についての事業者の見解

#### 5 事後調査計画書

対象事業に着手するときは、表-7に掲げる事項を記載した事後調査を実施するための計画書（以下「事後調査計画書」という。）を作成し、市長に提出する。

表-7 事後調査計画書の記載事項（例）

1 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
2 対象事業の名称、目的及び内容（内容については、表-4対象事業の内容に同じ）
3 事後調査計画の内容
4 事後調査結果の検討方法
5 事後調査実施体制 事後調査の担当部署、責任者、連絡先 なお、委託等により事後調査を実施することが決定している場合は受託者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）についても併記する。
6 事後調査報告書の提出時期 事後調査報告書は、事後調査が終了した時点で速やかに市長に提出するものとし、提出の予定時期（年月）を記載する。

## 6 事後調査報告書

事後調査を実施したときは、表－8に掲げる事項を記載した事後調査報告書を作成し、市長に提出する。

表－8 事後調査報告書の記載事項（例）

<p>1 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>2 対象事業の名称、目的及び内容（内容については、表－4対象事業の内容に同じ）</p> <p>3 事後調査の実施内容 環境調査、施設調査別に調査実施項目、調査実施時期・場所、調査方法、委託等により調査を実施した場合には受託者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を総括して記載する。</p> <p>4 事後調査結果 調査の実施項目ごとに、調査結果を環境保全目標及び予測の結果と比較検討できるよう整理して記載する。</p> <p>5 事後調査結果の検討方法 事後調査結果の検討結果（原因の究明を行った場合には、究明しようとする事項、原因究明の方法・結果、また、環境保全措置を講じた場合には、措置の内容を含む。）を記載する。</p> <p>6 その他事後調査に関し参考となる事項 周辺住民からの苦情又は要望の発生及び措置の状況等について記載する。</p>
--

付 則（平成11年6月10日公告第204号）

この指針は、平成11年6月12日から施行する。

付 則（平成25年9月25日公告第771号）

この指針は、平成25年10月1日から施行する。

別表第1 環境影響要因・環境要素関連表

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			
			細区分									
環境要素の区分			細区分									
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質										
		騒音										
		振動										
		悪臭										
	水環境	水質										
		水底の底質										
		地下水										
	土壌環境・その他環境	地形・地質										
		地盤										
		土壌										
		その他										
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物										
動物												
生態系												
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観											
	人と自然との触れ合いの活動の場											
環境への負荷の量の程度	廃棄物等											
	温室効果ガス等											
その他	日照											
	風害											
	低周波音											
	その他											

別表第1 環境影響要因・環境要素関連表（細区分の事例）

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用						
		細区分	細区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化いおう											
			窒素酸化物											
			浮遊粒子状物質											
			粉じん等											
		騒音	建設機械の稼働騒音											
			道路交通騒音											
		振動	建設機械の稼働振動											
			道路交通振動											
		悪臭	悪臭物質											
		水環境	水質	水温										
	BOD													
	SS（水の濁り）													
	富栄養化に係る項目													
	水底の底質		有害物質											
	地下水	地下水の水質												
		地下水の水位												
	土壌環境・その他の環境	地形・地質	重要な地形及び地質											
		地盤	地盤沈下											
土壌		土壌汚染に係る環境基準項目												
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物	重要な種												
		重要な群落												
	動物	重要な種												
注目すべき生息地														
生態系	地域を特徴づける生態系													
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望景観												
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場												
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物												
		廃棄物												
	温室効果ガス等	温室効果ガス												
オゾン層破壊物質														
その他	日照	日照阻害												
	風害	強風による風害												
	低周波音	低周波音												
	その他													